

# 令和7年度から、休日の 部活動の地域展開（試行実施） が始まります



高槻市では、中学校の部活動について、持続可能な環境を整備するため、令和7年度より試行的に一部の種目で休日の活動の地域展開を行います。

地域展開の試行実施は、令和7年度中に市内4校を予定しています。開始時期は、3年生が引退し、新体制に移行した部活動から順次進めていき、対象校には事前に説明会を行います。

## 1. 高槻市がめざす地域展開

生徒の豊かなスポーツ・文化芸術活動を実現するために、学校と地域との連携・協働により、学校部活動の段階的な地域展開に取り組み、生徒や保護者の負担に配慮しつつ、持続可能な活動環境を整備していきます。

中学校の部活動を  
休日から段階的に  
地域へ展開します



## 2. 学校部活動の地域展開って？

高槻市では、休日の「学校部活動」を高槻市教育委員会が運営する「地域クラブ活動」に転換し、専門的な指導ができる地域の方々に指導をお願いします。



## 3. 「学校部活動」と「地域クラブ活動」はどこが違うの？

### 学校部活動

- ・学校が主体となって行われる部活動
- ・学校の中で実施
- ・顧問の教員や外部指導者(地域人材)が指導
- ・高槻市立中学校での部活動



### 地域クラブ活動

- ・地域が主体となって行われる活動
- ・在籍校の体育館や運動場など、部活動で使用しているいつもの場所で実施
- ・専門的な指導ができる地域指導者が指導
- ・高槻市教育委員会が運営する地域クラブ活動



# 高槻市の「地域クラブ活動」について

『地域クラブ活動』に展開するのは、休日の活動のみです。

平日の活動については、今までどおり『学校部活動』として継続します。

## ①実施主体

地域クラブ活動の実施主体は、高槻市教育委員会です。学校管理下の活動ではありません。

変更あり

## ②活動場所

平日の活動で使用している各中学校の施設を使用します。

変更なし

## ③用具

平日の活動で使用している各中学校の用具を使用します。

変更なし

## ④連絡先・相談先

出欠の連絡や相談については、現場を管理している地域指導者をお願いします。

地域クラブ活動は、部活動顧問(教員)の管轄外の活動です。

変更あり

## ⑤緊急時対応

地域クラブ指導者を中心に、教育委員会が連携し、一体となって対応します。

必要に応じて、学校と連携して対応します。

変更あり

## ⑥指導者

地域クラブ活動の指導は、教育委員会が派遣した地域指導者が行います。

\*各種スポーツ連盟の協力のもと、地域クラブ指導者として登録していただいた方の中から、教育委員会が面談・研修を実施して地域クラブへ派遣します。

変更あり

## ⑦保険

学校管理下の活動ではないため、スポーツ振興センターの保険対象外です。

地域クラブ活動への参加には、スポーツ安全保険への加入を要件とします。

\*スポーツ安全保険の加入にかかる費用は年間800円で、各家庭の負担となります。

変更あり

## 【中体連等の公式戦の取り扱い】

令和7年度は、今までどおり「学校部活動」として参加し、引率は顧問の教員が行います。